



5. 海外留学

東海学園大学留学制度について

1. 東海学園大学留学制度が適用される大学・研修機関

- アベリストゥイス大学（アベリストゥイス、英国）
- インサーチ・シドニー工科大学（シドニー、オーストラリア）
- モナッシュ大学（メルボルン、オーストラリア）
- サイモンフレーザー大学（バンクーバー、カナダ）
- クイーンズ大学（キングストン、カナダ）
- 国立台湾師範大学（台北、台湾）
- 東呉大学（台北、台湾）
- ※その他グループ型プログラム
- ※東呉大学については「6. 交換留学」参照

2. 留学対象学生・時期

- 短期留学：1/2/3年次の春休み/夏休み、及び4年次の夏休み
- 長期留学：2/3年次の春学期/秋学期、及び春・秋学期
- グループ型プログラム：1/2/3年次の春休み/夏休み、及び4年次の夏休み
 - ※4年次は長期留学を原則として認めない。
 - ※特別入学者選抜により入学した学生のうち海外帰国生徒または外国人留学生には原則として留学を認めない。
 - ※修業年限満了時の卒業判定で卒業要件不足と判定された学生には留学を認めない。

3. 留学の許可

国際交流委員会が選考を行い、許可する（東呉大学は経営学部）。

4. 留学の単位認定

- ・留学できる期間は通算1年までとする。
- ・留学の認定単位数は留学先の授業と授業時間外の学修時間数による（別表参照）。授業期間に Break Week（休校期間）は含まない。
- ・留学で単位認定できる科目は別に定め、成績評価は「認定」とする。
- ・留学における合計認定単位数は最大 49 単位とする。
- ・留学で認定される単位は卒業要件に含まれる。
- ・留学による単位認定は国際交流委員会が原案を作成する（東呉大学は経営学部）。留学先の成績が合格点に達しない場合や欠席回数が多い場合は、認定単位数を減じることがある。
- ・編入生は留学しても単位は認定されない。
- ・忌引き以外の理由で留学者が途中帰国した場合、認定単位数を減じる。忌引きの日数は国内の日数に4日追加される。

(別表) 留学による認定単位数

| 提携大学・研修機関 | 種別 | 留学先 学修期間 | 最大認定 単位数 |
|----------------|----|-------------|-------------|
| アベリストゥイス大学 | 短期 | 2週 | 2単位 |
| | | 4週 | 4単位 |
| | | 6週 | 6単位 |
| | 長期 | 12週 | 12単位 |
| インサーチ・シドニー工科大学 | 短期 | 5週 | 5単位 |
| | 長期 | 20週 | 20単位 |
| モナッシュ大学 | 短期 | 5週 | 5単位 |
| | 長期 | 10週 | 10単位 |
| | | 15週 | 15単位 |
| | | 20週 | 20単位 |
| サイモンフレーザー大学 | 短期 | 4週 | 4単位 |
| | 長期 | 16週 | 16単位 |
| クイーンズ大学 | 短期 | 3週 | 3単位 |
| | | 4週 | 4単位 |
| | 長期 | 12週 | 12単位 |
| 国立台湾師範大学 | 短期 | 3週 | 3単位 |
| | 長期 | 13週 | 12単位 |
| 東呉大学 | 長期 | 半期 | 20単位 |
| | | 1年 | 40単位 |

※研修機関は変更になる場合もあります。

※グループ型プログラムについては、留学先により学修期間・単位数が異なります。

5. 留学年度の年間履修登録単位数制限

長期留学する場合、1年間に履修登録できる単位数には、留学により認定される単位数が含まれる。

6. 交換留学

提携大学：東呉大学（台湾）

留学対象学生・時期：経営学部2/3年次の春学期/秋学期、及び春・秋学期

留学の許可：経営学部が選考を行う。

留学の単位認定：経営学部が行う。（上記「4」参照）

留学年度の年間履修登録単位数制限：上記「5」に記載。

※留学期間における総合演習については、履修登録するものとし、ゼミ担当教員により個別に遠隔指導を行い、成績評価をする。

東海学園大学留学プログラム奨学生規程：第4条のみ適用する。

7. 東海学園大学留学プログラム奨学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学が指定する外国の大学・研修機関への留学を支援し、国際交流を通じた教育推進のために奨学金制度を設けるものとし、その執行に必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程は、本学の留学プログラムに参加・修了する者を対象とする。

(一学期間の長期留学)

第3条 一学期間に長期留学する者については、留学期間に該当する学期の学納金納付完了後、30万円を支給する。

2 長期留学する者については、英語検定試験の結果により別表に示す奨学金を帰国後半年以内に加算支給する。但し英語検定の成績は、帰国後半年以内のものを対象とする。

3 前第2項の規定にかかわらず留学先での授業出席状況、成績、素行等が芳しくない場合、英語検定の成績が別表に示すような基準に合致しても、奨学金の全額もしくは一部を支給しない場合がある。

(短期留学)

第4条 短期留学する者で、留学出発前の定められた期日までに TOEIC 450 点以上のスコアを確認した者については、留学帰国確認後、各学期上位 10 名程度に 10 万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず留学先での授業出席状況、成績、素行等が芳しくない場合、奨学金を支給しない場合がある。

(運用)

第5条 この規程の運用は、国際交流委員会が行うものとする。

(事務)

第6条 奨学生に関する事務は、教務課及び学生支援課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、国際交流委員会及び大学評議会の議を経て、学長が行うものとする。

(別表)

| TOEFL iBT スコア | 加算支給額 |
|---------------|-----------|
| 45 点 | 300,000 円 |
| 61 点 | 500,000 円 |
| 79 点 | 600,000 円 |
| 100 点 | 700,000 円 |

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。

3 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

4 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

- 5 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

